

## 平成23・24年度工事希望調査の追加受付（随時）の実施について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部における平成23・24年度工事希望調査（追加受付（随時））を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

### 1 調査対象工事区分等

- (1) 4 (1) ③の事務所等において、平成23年7月1日以降、指名競争入札により発注が見込まれる工事に係る工事区分（別表1）を対象とします。
- (2) 調査は工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。  
注）資料の受付は、本部及び各出先事務所毎に行い、その提出（送付）先が異なるので、注意してください。

### 2 調査資料提出の要件

- (1) 当機構関東地区における平成23・24年度の競争参加資格の認定を受けていること。
- (2) 希望する事務所の工事区分について、「平成23・24年度競争参加資格認定通知書」記載の工事種別で、「調査対象工事区分表」により定める要件（格付・地理的条件・技術的適性等）を満たしていること。  
注）保全工事の建築分野（塗装、防水は除く。）での資料提出には「保全建築」工種での登録が、土木分野では「保全土木」工種での登録が必要となります。  
なお、平成23・24年度の競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

### 3 調査資料の作成要領の交付

調査資料は当本部ホームページからのダウンロードにより交付します。

### 4 調査資料の受付

調査資料は、希望する工事区分ごとに作成し、それぞれの本部及び事務所ごとに提出（送付）が必要です。

#### (1) 受付方法等

- ① 受付方法 簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可  
（簡易書留以外の宅配便等による提出については、受領できない場合がありますので必ず簡易書留により郵送してください。）  
※希望するそれぞれの本部、事務所に送付してください（複数事務所等の一括受付はいたしません。）。

#### ② 受付期間

平成23年7月1日（金）から平成25年3月31日（日）まで（必着）

③ 受付（送付）場所

希望する次表の事務所等ごとに調査資料を送付してください。

	事務所等名	所在地（受付場所）	電話番号
1	東日本賃貸住宅本部	〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階 総務部契約チーム	03-5323-2586
2	東京東住宅管理センター	〒130-0022 東京都墨田区江東橋1-16-2 ジャクリーン47ビル 保全計画課	03-5600-0811
3	北多摩住宅管理センター	〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-7 ファーレイーストビル10階 保全計画課	042-521-1341
4	東京北住宅管理センター	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-11-1 メトロポリタンプラザ15階 保全計画課	03-5954-4611
5	南多摩住宅管理センター	〒206-0025 東京都多摩市永山1-5 ベルブ永山6階 保全計画課	042-373-1711
6	東京南住宅管理センター	〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館1階 保全計画課	03-5427-5960
7	城北住宅管理センター	〒110-0015 東京都台東区東上野5-2-5 下谷ビル4階 保全計画課	03-3842-4611
8	北海道住宅管理センター	〒060-0003 北海道札幌市中央区北三条西3丁目1-44 ヒューリック札幌ビル5階 管理課	011-261-6414

※ 一つの事務所で他の事務所の受付はできませんので、ご注意ください。

※ 複数の工事区分について調査資料を提出（送付）する場合は、それぞれの本部及び事務所、工事区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。  
また、北海道住宅管理センターについては、「札幌・苫小牧地区」と「函館地区」について、それぞれの「調査対象工事区分表」により調査資料を作成してください。

※ 組織改編に伴い、神奈川中部開発事務所は首都圏ニュータウン本部に、仙台都市整備事務所は東日本都市再生本部に掲載しています。

5 その他

- (1) この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を予定するものではありません。
- (2) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基

づく指名停止措置を行うことがあります。

(3) 提出された資料は、原則として返却しません。

(4) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

以 上